

審議会会議録(要点筆記)

会議の名称	令和7年度第1回始良市男女共同参画審議会	
日時	令和8年1月21日 13:25～14:50	
会場	始良市役所本庁舎2階会議室	
出席者	委員	委員12名中8名
	市職員	企画政策課長 男女共同参画推進室(室長、係1名)
傍聴人	0名	
審議等内容	1 議事(1)「令和6年度男女共同参画基本計画に基づく実施事業報告書について」	
審議内容	<p>1. 議事(1)「令和6年度男女共同参画基本計画に基づく実施事業報告書について」</p> <p>【主な質疑】</p> <p>(委員)</p> <p>(公式 LINE による周知を行ったとありますが)現在、市の広報紙には一切載せていないのですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>広報紙への掲載は以前より継続して行っております。公式 LINE による周知に新たに取り組んだ、ということで記載しております。</p> <p>(委員)</p> <p>施策56の「各種機関、団体、組織等に対し啓発ができていない」とありますが、原因はどのようなことでしょうか。市から出前講座について働きかけをしているのか、それとも申出を待っている状態ですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>出前講座について広く周知はしておりますが、「各種機関、団体、組織等」への個別の働きかけを行っていないので、待っている状態です。</p> <p>(委員)</p> <p>出前講座を実施していること、その具体的な内容等を個別に案内してほしいと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>個別の働きかけについて今後取り組みたい。</p> <p>(委員)</p> <p>今回の資料については、あいらびゅーFM での人権啓発の放送について掲載していただき(施策1)、人権擁護委員としてありがたかった。施策2に市内の中学校で男女共同参画のお届けセミナーを実施について、施策15に商工会へのハラスメント対策に関する情報提供について記載があるが、人権擁護委員も中学校や企業に対して人権教室の啓発を行っているので、市でも取り組んでいただき嬉しいです。</p> <p>(会長)</p> <p>相互の働きかけによる効果として、色々なところに届くといいですね。</p>	

(委員)

今回の事業評価の様式ですが、前回の審議会の意見も踏まえてバージョンアップされており、個人的にとっても良かったと思います。広報活動に取り組まれていることも肌で感じます。

施策3やほかの施策についてもですが、各課が書いた実施事業の内容の中に、男女共同参画の取組とはずれていると感じるものがあります。実施事業が男女共同参画と関連の薄い部署は予め評価対象から外した方が、企画政策課にとっても各課にとっても負担が軽減されるのではないかと思います。また、商工観光課の企業や商工会に対する取組については企画政策課の取組と重複している部分もあり、連携の余地があると思います。横のつながりを作って、企業訪問や定例会の機会に企画政策課からの情報発信をいっしょに行ってもらえば、負担を減らせるのではないのでしょうか。

(事務局)

施策3については、庁内全課に男女共同参画の視点を持ってもらう目的で全課を評価の対象としました。また、「男女共同参画」は必ずしも性別だけでなく年齢や障害の有無などの属性にかかわらず社会に参画できるよう配慮することなので、広義に解釈した上で記載しているところもあります。

(委員)

「障害者」の「害」の表記について。今回の資料では「障害者」と漢字表記になっているが、「障がい者」とひらがな表記にするか、会議によって考え方が異なるようです。男女共同参画審議会の見地はどうか。また、施策4に市職員を対象とした男女共同参画に関する研修に19名が参加したとあるが、平日で(業務の都合により)参加がしにくいから19名に留まった、ということでしょうか。

(事務局)

男女共同参画審議会としては「障がい者」とひらがな表記にするところなので、資料の「障害者」は誤表記です。施策4の研修は、全職員ではなく新規採用職員が対象です。受講対象である新規採用職員が19名なので全員が受けた結果となっております。新規採用職員が必須で受講する研修項目の中に男女共同参画の研修が含まれております。

(委員)

資料に「男女共同参画の視点に立って」という記載があるが、市の男女共同参画の指針を示した文書はありますか。市が男女共同参画とはどういったことであるかを明文化した文書を庁内に示し、それに基づいて各課に事業を実施してほしいと思っている。私自身、男女共同参画の指針を示した10ページ程度の文書を作っております。

(事務局)

「男女共同参画基本計画」が市の指針であり、施策の内容に基づいて各課の事業が実施されます。

(委員)

庁内のいくつかの課に男女共同参画の指針や事業の方向性を問うたがはっきりした回答が得られず、でも今回の評価はAになっている。何をもって評価したのか。「男女共同参画の視点に立って」と書いてあるので、何が男女共同参画の視点なのか、各課の具体的な指針が必要だ

と思います。

(委員)

はっきりした回答がないということは、男女共同参画室は基本計画を周知し発信したけれども、各課に行き届いていない、理解されていないということでしょうか。

(事務局)

今回の会資料に記載している各課の事業が、男女共同参画基本計画に基づいた各課が行うべき内容であり、これらを実施していくことが男女共同参画の推進につながる、ということは各課も理解していると思います。今回の実施事業評価を行ったのは各課の係長級の者です。各課における男女共同参画の指針や方向性を係員に問われても即答できない状況もありますので、それによって「男女共同参画が理解されていない」という結論にはつながらないと思います。

(委員)

私が考えた男女共同参画の指針を文書として課に示し、庁内のある課に考えを問うたが、回答がなかった。

(委員)

個別には回答が出せない、ということではないですか。だからといって、男女共同参画について考えていない、ということではないと思います。各課の取り組みたい目標の設定はあるのですから、そこに対する達成状況を自己評価しているということだと思います。各課の評価に「男女共同参画の視点」とあるのは、市の基本計画ということではないですか。

(委員)

兵庫県豊岡市のホームページには市の指針が示されている。発信するべきであると思います。

(会長)

基本計画の概要版がありますね。ああいったものが分かりやすいと思います。

(委員)

資料の実施事業について。列記されている事業は、各課から「このようなことをしたい」という形で挙げてくるのですか。それとも企画政策課から「このようなことをして下さい」と依頼しているのですか。

(事務局)

基本計画の策定時に、元々ある各課の事業で男女共同参画と関連のあるものを各課から挙げてもらいました。それに基づき毎年評価を依頼しています。

(委員)

各事業の企画調整は企画政策課が行っているのですか。

(事務局)

事業の実施に関しては各課になります。評価のとりまとめは企画政策課が行っております。

(委員)

評価がBだった場合は、「来年度このようなことに取り組んでください」といった指導はあるのですか。

(事務局)

今日の審議会の意見も含めて、今後の取組の方向性については企画政策課から示します。

(委員)

企画政策課が各部署に出向いて、今後の方向性について提案されるのですか。

(事務局)

直接出向くわけではないですが、推進委員会に報告し、そこから各課へ示される形です。

(委員)

数値目標について、令和6年度の実績値と令和10年度の目標値が変わらない項目がありますが、企画政策課から担当課へのアプローチは行っていますか。

(事務局)

アプローチは行っておりません。今回の数値目標は、各課に設定してもらった自主的な目標になります。例えば講座の実施回数が数値目標であれば、講師謝金などの予算が伴いますから、各自の判断で実施回数を増やすのは難しいです。現状は市全体が予算を削減しなければならない状況下ですから、数値目標が現状維持となっているのは決して消極的なものではなく、必要と認めた事業を維持していく姿勢の表れであると理解していただきたい。

(委員)

今回の資料は膨大な量で、目を通すだけでも大変ですから、各課にアプローチするのも大変ですよ。男女共同参画推進室も企画政策課としての他の業務も並行して行っていますよね。

(委員)

基本計画に基づいて男女共同参画の視点に立った事業が実施され、各課から報告が出されています。今回の資料において、B評価の事業も取組の不十分だった点や今後の取組方針が示されているので、担当課がそれを受けて課題に向かって充実させていく、ということではないでしょうか。

(委員)

そういった事業に関しては男女共同参画推進室もいっしょに入るのですか。

(事務局)

事業にいっしょに入るわけではないですが、事業実施に当たって情報を提供したり、してもらったりすることはあります。

(委員)

今回の評価は担当課の自己評価ですから、各々が課題を把握し取組を充実させていく、それを企画政策課がとりまとめている、という形ですね。

(事務局)

昨年度以前も同様の作業をしておりましたが、以前の資料は評価の集計だけを掲載していたところを、(今回から)評価の理由が分かるように様式を変更しましたので、(委員の方にとっては)見え方が異なるかもしれません。

(委員)

男女共同参画推進室の資料作成も大変だったと思います。各課の反応はどうでしょうか。

(委員)

担当課は通常は年度内の業務で忙しいでしょうから、こういった評価というものは年度末などに庶務の担当者などが一年間を振り返り行っているのではないのでしょうか。

(委員)

資料についてお願いですが、昨年度との変更点を赤字で表記してもらいたいです。

(事務局)

これまでの振り返りになりますが、企画政策課は市の政策の基本となる総合計画、実施計画、総合戦略の作成及び全体のとりまとめをする課です。昨年の本庁舎完成に併せて組織の見直しを行いました。男女共同参画は重要な施策の一つであるので、市民生活部にあった男女共同参画担当課を、企画政策課に位置付けました。今回の資料の「一次評価 総括表」に全体の評価を掲載していますが、A評価が最も多くすでに男女共同参画の視点に立った取組はほぼ実施されている、ただその中でB評価がいくつかある、そういったところを重点的に担当課と連携をとりながら改善に向けた取組をしていきたい。企画政策課が担当課にアプローチすることもあり得ますが、基本的には担当課が自己評価をすることで自主的に振り返りを行い、目標達成に向けた取組を自主的に実施し、企画政策課は連携を図りながらその進捗を確認する、という形が理想です。一次評価については毎年度末にアドバイザーであるたもつゆかり先生に資料を提出し評価をいただいております。昨年度は一時評価様式の改善についても助言をいただきまして、大幅に変更しております。各担当課の評価、企画政策課のとりまとめがしやすいように見直しを行ったところです。

(会長)

今回の資料については、基本計画に基づく事業がどのように実施されているか、どのように評価されたかが非常に分かりやすくなったと思います。ところどころに参加者数などの実績値も入っている点も分かりやすいです。誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けた各担当課の事業への取組を、各担当課が評価し次の施策に反映させていく、というプロセス作成の途中経過にあると思います。

(委員)

「働く女性の家」の今後について。「働く女性の家」での実施講座について、女性を対象とする内容であればまだしも、通常の生涯学習講座と内容が変わらないのに女性しか受講できないことについて見直すべきであると思う。もう一点、相談窓口の周知について。資料にDVの相談窓口「WITH YOU」を周知したとありますが、中学生・高校生向けの相談窓口もありますので、相談窓口を市のホームページだけでなく学校に周知してほしいと思います。

(事務局)

「働く女性の家」の運用に関しては関係課で協議しており検討段階ではありますが、色々な人が機会を享受できるように、という意見もいただいております。相談窓口についてはデートDV防止講座で学校に出向く機会がありますから、その際にすでに配布しております。

(委員)

福岡県には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」があり、長野県ほかいくつかの県にもあります。本県にもあったらいいと思います。秋田県や青森県には産婦人科の先生が中学校や高校に行ってデートDV防止や性教育の講座を行っており、予期しない妊娠の防止につながっているようです。高知県には県庁の中に思春期相談センターがあり、相談しやすいと思います。

(会長)

多くの情報提供をありがとうございます。

(委員)

私は校区コミュニティを訪れる機会が多いです。資料において校区コミュニティに関する施策の評価はA評価が挙がっていますが、実際に校区コミュニティでお話を伺っていると、男女共同参画の視点に立っていることが見受けられないことがあります。長い年月がかかることだと存じておりますが、どのようにしていけば男女共同参画の視点が伝わっていくのだろう、と思います。

(事務局)

今年くらいになって、校区コミュニティや自治会から自発的に男女共同参画の講座を受けたいという申出が出てきましたので、現在過渡期にあるのではないかと思います。近年「男女共同参画」や「ダイバーシティ」は広く周知されているけれども、いじめやセクシュアル・ハラスメントといった個々の事例はなくなる。草の根活動のようなことを地域で地道に続けていくことが必要だと思っております。

(委員)

男女共同参画について会議を開き話し合うようになったのも30年くらい前のことです。しかしその歩みは遅く、「人の意識を変えるには100年かかる」と言われますから、まだまだではありますが各課の人が男女共同参画について考えて事業を進めていることは成長だと思っておりますので、少しずつ変わってもらいましょう。

(委員)

以前、地域コミュニティから料理教室の申込があったときに全員男性でした。理由は、地域コミュニティの役員が参加したそうだが、その地域コミュニティは男性が役員を占めていて女性がいなかったということです。女性も参画し、意見を言わなければならないと思います。

(委員)

ある地区の公民館長によると、女性の方が集まりがいいそうです。男性を集めるために麻雀教室を実施したが、それでも女性の方が多く盛況だったと。

(委員)

地域コミュニティにおいて人権啓発を行っています。行政相談員も活動を行っています。男女共同参画の講座を地域コミュニティで実施する際、男女共同参画審議会の委員もいっしょに話ができたらいいと思います。

(委員)

組織見直し前は「男女共同参画課」でしたが、現在は企画政策課の中の「男女共同参画推進室」になりました。仕事内容もボリュームがあり、なくてはならないことだと思うので、再び「男女共同参画課」になれば、と思います。

(委員)

畜産農家において、女性部の活動も少しずつ展開していますが、男女とも外で働いているのに、家事は女性がする、といった現状があります。本日の審議会に出席して、市役所の中にもがんばっている人がいることが分かったので、まずは自分の家から変化を、という気持ちになりました。

～質疑応答終了。審議会意見書については審議会会長と事務局に一任することを諮り、承認。

(会長)

令和7年版男女共同参画白書が公表されましたが、県外に出ていく若者が帰ってこないこと、地域のしがらみから逃れたいのがその理由である、という内容がありました。けれども県外で暮らしている女性は生まれた場所に帰りたいたいと思っている人も多い。始良市に帰って来られるように、始良市における住みやすいまちづくり、男女共同参画の視点に立った安心して暮らせるまちづくりが大切なのではないかと思います。

本日は貴重なご意見をありがとうございました。

【閉会】